

奈良市公報

号外第1号 令和5年3月条例

令和6年1月10日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例	契約課、企業局企業総務課
3	31	2	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	介護福祉課
3	31	3	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	人事課、企業局企業総務課
3	31	4	奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例を廃止する条例	文化財課
3	31	5	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課、保健・環境検査課
3	31	6	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課、保育総務課
3	31	7	奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	子ども育成課
3	31	8	奈良市障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例	障がい福祉課
3	31	9	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例	保健衛生課、建築指導課
3	31	10	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
3	31	11	奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する条例	環境政策課
3	31	12	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課
3	31	13	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
3	31	14	奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	環境政策課
3	31	15	奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例	土木管理課、公園緑地課
3	31	16	奈良市防災センター条例を廃止する条例	消防局総務課

正 誤 表

正誤表

条**例**

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第1号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長及び教育委員会の部奈良市プロポーザル審査委員会の項及び同表公営企業管理者の部奈良市企業局プロポーザル審査委員会の項中「が発注する委託業務等の」を「における」に、「当該業務」を「当該契約」に、「事業者」を「当該契約の相手方」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第2号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

介護認定審査会	医師である 委員	日額	20,000円
	医師以外の 委員	日額	14,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に開かれる介護認定審査会に係る報酬について適用し、同日前に開かれた介護認定審査会に係る報酬については、なお従前の例による。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第3号

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷

病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者となつたとき。

(2) 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたとき。

第8条第5項中「職員以外の地方公務員(第2条)」を「職員以外の地方公務員(第2条第1項)」に改める。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者となつたとき。

(2) 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたとき。

第21条に次の1項を加える。

5 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合にあつては、前3項の規定は適用しない。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員に関する読替え)

第23条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が、第2条第2項の規定により職員とみなされる場合における第4条第2項及び第6条の規定の適用については、第4条第2項中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良市条例第34号)第2条の2」と、第6条中「地方公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」とする。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の改正規定を削る。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び退職手当」に改め、同条第2項中「、第13条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に現に在職する者であつて、施行日においてこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつたものの施行日の前日以前の勤務期間は、新条例の規定にかかわらず、職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 4 号

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例を廃止する条例

奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例（昭和 52 年奈良市条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 5 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 53 項の次に次のように加える。

53 の 2	建築物の容積率の特 例認定申請手数料	建築基準法第 52 条第 6 項第 3 号 の規定に基づく建築物の部分の 容積率に関する特例の認定の申 請に対する審査	1 件につき 27,000 円
-----------	-----------------------	--	------------------------

別表第 58 項中「建築物の高さの許可申請手数料」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例許可申請手数料」に、「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に、「許可の」を「特例の許可の」に改め、同表第 60 の 4 項の次に次のように加える。

60 の 5	高度地区内における 建築物の高さの特例 許可申請手数料	建築基準法第 58 条第 2 項の規定 に基づく建築物の高さの特例の 許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000 円
-----------	-----------------------------------	--	-------------------------

別表第 74 項中「建築物の建築認定申請手数料」を「建築物等の建築等認定申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同表第 74 の 2 項中「建築物の建築許可申請手数料」を「建築物等の建築等許可申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同表第 74 の 3 項中「建築物の建築許可申請手数料」を「建築物等の建築等許可申請手数料」に、「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同表第 138 項中「大腸菌群数検査」を「大腸菌数検査又は大腸菌群数検査」に、「1,670 円」を「3,700 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第 138 項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(令和 5 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 6 号

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 3 年奈良市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 項及び同

項を改正する省令を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和4年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「から第8条まで」を「及び第7条」に改める。

(奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第7項まで」を「第6項まで及び第8項(同項の表附則第4項の項、附則第5項の項及び附則第6項の項に限る。)」に改める。

(奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和4年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」を「第7条」に改め、「第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項並びに第47条第3項」を削る。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を削り、第11条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「による被保険者である子ども」を削り、「被扶養者」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者」に改め、「養育している者」の次に「(養育者がいない場合その他の市長が特に必要と認める場合にあつては、当該子ども)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(実施のための準備)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定により新たに同項の規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第2条第1項の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例

奈良市障害者歯科診療所条例（令和4年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日揭示済）

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びびぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第9号

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びびぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

- (1) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成15年奈良市条例第12号）第7条第1項第2号及び別表第1項第6号
- (2) 奈良市ラブホテル及びびぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）別表第3第2号

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日揭示済）

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第10号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第12条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第12条の6の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第16条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の上産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条の6、第12条の6の10並びに第16条第1項、第3項及び第4項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和5年3月31日揭示済）

奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第11号

奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する条例

奈良市ポイ捨て防止に関する条例（平成6年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「美化促進重点地域における」を「市民、事業者等の環境に対する美化の意識を高めるとともに、」に改め、「当該地域の」を削り、「図り、」の次に「もって」を加える。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器（以下これらを「飲料容器」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる場所を除く。）をいう。

(7) 回収容器 飲料容器を回収するための容器をいう。

第3条中「美化促進重点地域」を「公共の場所」に改める。

第15条中「第9条」を「第13条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「第8条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条第1項中「第7条及び第8条」を「第11条及び第12条」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に、「第6条」を「第10条」に改め、同条を第14条とする。

第8条の前の見出しを削る。

第9条を次のように改める。

第9条 市長又はその指定する職員（以下「指定職員」という。）は、美化促進重点地域内において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を命令することができる。

2 市長又は指定職員は、美化促進重点地域外において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を指導することができる。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とし、同条の前に見出しとして「(指導、命令及び公表)」を付する。

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条を次のように改める。

(美化促進重点地域の指定)

第5条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める地域を美化促進重点地域として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び変更について準用する。

第5条を第9条とし、第4条を次のように改める。

(禁止行為)

第4条 何人も、公共の場所にポイ捨てをしてはならない。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、ポイ捨ての防止に関する意識を高め、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納することにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その従業者に対してポイ捨ての防止に関する意識の啓発を行い、事業所及びその周辺における美化活動等により美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずることにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(奈良市路上喫煙防止に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成20年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「第4条第1項」を「第9条第1項」に改める。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第12号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市大安寺西地域ふれあい会館の部小会議室の項を削り、同表奈良市明治地域ふれあい会館の部に次のように加える。

会議室C	480
------	-----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表奈良市明治地域ふれあい会館の部に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第13号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第10」を「別表第11」に改める。

別表第1に次のように加える。

スケートボードパーク	奈良市鴻ノ池スケートボードパーク	奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号
------------	------------------	------------------

別表第1の2中

「	<table border="1"> <tr> <td>野球場</td> <td>水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日</td> <td>午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td></td> <td>午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td></td> <td>を</td> </tr> </table>	野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで	体育館		午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時	武道場		を
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで								
体育館		午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時								
武道場		を								

弓道場	曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	まで	に改める。
クラブハウス		午前9時から午後9時まで	
陸上競技場			
野球場	水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで。	
体育館		午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで。	
武道場		午前9時から午後9時まで	
弓道場			
クラブハウス			
陸上競技場			
スケートボードパーク			

別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11(第5条関係)

スケートボードパーク使用料

区分	全日	
	9:00~21:00	
個人使用 (1人あたり)		円 500
独占使用		40,000
備考	1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。 4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例(昭和59年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第4条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「承認してはならない」を「承認しない」に改める。

第8条第1号中「施設等」を「施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第10条中「及び指定管理者」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に指定管理者が行った駐車場の利用承認及び指定管理者に対して行われた当該利用承認の申請は、同日以後においては、市長が行った駐車場の利用承認及び市長に対して行われた当該利用承認の申請とみなす。

(令和5年3月31日掲示済)

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第15号

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	800円
	第二種電柱		1,200円
	第三種電柱		1,700円
	第一種電話柱		710円
	第二種電話柱		1,100円
	第三種電話柱		1,600円
	その他の柱類		71円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	430円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	30円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	43円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430円	
	外径が1メートル以上のもの		860円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,400円	
	地下に設ける通路		1,500円	
	その他のもの		1,400円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	48円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	480円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円
同条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48円
		その他のもの	1本につき1月	480円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800円
その他のもの			2,400円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	480円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.009を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	

			て得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める額	

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 奈良市準用河川管理条例（平成12年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占用料

区分	種別	単位	占用料	摘要	
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円		
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	800円	組立鉄柱 又はH柱 は2本と みなす。	
	第二種電柱	1本 1年につき	1,200円		
	第三種電柱	1本 1年につき	1,700円		
	第一種電話柱	1本 1年につき	710円	組立鉄柱 又はH柱 は2本と みなす。	
	第二種電話柱	1本 1年につき	1,100円		
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,600円		
	公衆電話所	1個 1年につき	1,400円		
	埋設 又は 架空 管類	外径が40センチメートル未 満のもの	1メートル 1年につき	170円	
		外径が40センチメートル以 上70センチメートル未満の もの	1メートル 1年につき	300円	
		外径が70センチメートル以 上100センチメートル未満 のもの	1メートル 1年につき	430円	
外径が100センチメートル 以上のもの		1メートル 1年につき	860円		
仮設建築物		1平方メートル 1月につき	140円	露店、工 事用建築 物その他 これに類 するもの	
通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	1,390円		
その他前各項により難い工作物		1平方メートル	2,800円		

		1年につき		
	原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	140円	農耕地、 採草地等
	養魚	1平方メートル 1年につき	380円	

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1,270円」を「1,390円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

別表の1の表備考第2項の次に次の2項を加える。

3 施設の設置に係る使用の期間が1月未満である場合の使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

4 施設の管理に係る使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の2の表の備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占用する場合

占用物件		単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	800円
	第二種電柱			1,200円
	第三種電柱			1,700円
	第一種電話柱			710円
	第二種電話柱			1,100円
	第三種電話柱			1,600円
	その他の柱類			71円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	700円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	430円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,400円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,400円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	30円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			43円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			64円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			86円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			170円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			300円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			430円

外径が1メートル以上のもの			860円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,400円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	600円
公衆電話所			1,400円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	480円
標識	1本	1年	1,100円
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,400円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	480円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	ル		
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		

別表の3の表中「興業」を「興行」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第23条又は第24条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市防災センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市防災センター条例を廃止する条例

奈良市防災センター条例（平成7年奈良市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

正 誤 表

令和5年4月3日付け奈良市公報第93号

ページ	誤	正
-----	---	---

1	奈良市公報号外第15号に掲載	令和6年奈良市公報号外第2号に掲載
1、2	奈良市公報号外第16号に掲載	令和6年奈良市公報号外第2号に掲載
2	奈良市公報号外第17号に掲載	令和6年奈良市公報号外第3号に掲載
令和5年4月17日付け奈良市公報第94号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第14号に掲載	令和6年奈良市公報号外第1号に掲載
1、2	奈良市公報号外第15号に掲載	令和6年奈良市公報号外第2号に掲載
2、3、4	奈良市公報号外第16号に掲載	令和6年奈良市公報号外第3号に掲載
4、5、6	奈良市公報号外第17号に掲載	令和6年奈良市公報号外第4号に掲載
令和5年5月16日付け奈良市公報第96号		
ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第18号に掲載	令和6年奈良市公報号外第5号に掲載
令和5年6月1日付け奈良市公報第97号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第19号に掲載	令和6年奈良市公報号外第6号に掲載
令和5年6月16日付け奈良市公報第98号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第19号に掲載	令和6年奈良市公報号外第6号に掲載
令和5年7月3日付け奈良市公報第99号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第20号に掲載	令和6年奈良市公報号外第7号に掲載
令和5年7月18日付け奈良市公報第100号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第20号に掲載	令和6年奈良市公報号外第7号に掲載
令和5年8月1日付け奈良市公報第101号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第21号に掲載	令和6年奈良市公報号外第8号に掲載
令和5年8月16日付け奈良市公報第102号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第21号に掲載	令和6年奈良市公報号外第8号に掲載
令和5年9月1日付け奈良市公報第103号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第22号に掲載	令和6年奈良市公報号外第9号に掲載
令和5年9月19日付け奈良市公報第104号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第22号に掲載	令和6年奈良市公報号外第9号に掲載
令和5年10月2日付け奈良市公報第105号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第23号に掲載	令和6年奈良市公報号外第10号に掲載
令和5年10月16日付け奈良市公報第106号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第23号に掲載	令和6年奈良市公報号外第10号に掲載
令和5年11月1日付け奈良市公報第107号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第24号に掲載	令和6年奈良市公報号外第11号に掲載
令和5年11月16日付け奈良市公報第108号		

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第24号に掲載	令和6年奈良市公報号外第11号に掲載
令和5年12月1日付け奈良市公報第109号		
ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第25号に掲載	令和6年奈良市公報号外第12号に掲載
令和5年12月18日付け奈良市公報第110号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第25号に掲載	令和6年奈良市公報号外第12号に掲載
令和6年1月4日付け奈良市公報第111号		
ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第26号に掲載	奈良市公報号外第13号に掲載